富山県情報公開審査会答申概要 (答申第33号)

〇 件 名 県警察において被害届を受理した件数等が分かる文書に係る 開示決定処分に対する審査請求の件

〇 開示請求年月日 平成19年4月10日

〇 実施機関の決定日 平成19年4月24日

〇 実施機関(担当課) 警察本部長

〇 決 定 内 容 全部開示決定

〇審査請求年月日 平成19年4月26日

○ 審査請求の内容 開示請求に係るすべての対象公文書の開示を求める。

○ 諮 問 年 月 日 平成19年5月24日

〇 答 申 年 月 日 平成21年11月12日

○ 争 点 対象公文書の特定の妥当性

〇審査会の判断

<結論>

実施機関が、審査請求の対象となった公文書について行った開示決定は、妥当である。

<理由>

1 本件対象公文書について

審査会において、本件対象公文書として特定された「平成 19 年 3 月犯罪統計」及び審査請求人に対し情報提供(提示)された本件資料の写しの提供を受け、その内容を確認したところ、次のとおりであった。

(1)「平成19年3月犯罪統計」

① 平成19年3月末の富山県の犯罪概況(A4判縦1枚)

「刑法犯」の認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等、「特別法」の送致件数、送致人員等並びに「暴力団犯罪」及び「来日外国人犯罪」の検挙件数、検挙人員等について、本年、前年及び増減の状況を表示したもの

② 刑法犯 認知·検挙状況(A4判縦2枚)

「刑法犯総数」、「重要犯罪」、「重要窃盗犯」、「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「刑法犯その他」の認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員、検挙人員(少年)及び少年比率について、平成19年1~3月、平成18年1~3月及び前年比の状況を表示したもの

なお、「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「刑 法犯その他」については、犯罪行為をさらに細かな区分で表示されている。

③ 1 刑法犯 包括罪種別、2 重要犯罪、3 重要窃盗犯、4 主要な街頭犯罪(A 4 判 横 2 枚)

②に記載された犯罪のうち、上記1から4までの犯罪区分に該当する犯罪を抽出して、②と同様に整理したもの

④ 刑法犯 警察署別 認知·検挙状況(A4判横3枚)

「刑法犯総数」、「重要犯罪」、「重要窃盗犯」の各警察署ごとに、認知件数、 検挙件数、検挙率、検挙人員、検挙人員(少年)及び少年比率について、平成 19 年1~3月、平成18年1~3月及び増減の状況を表示したもの

- ⑤ 車上ねらい、乗り物盗 認知状況(キー・施錠の状況) (A4判横1枚) 各警察署ごとに、車上ねらい、自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗の総数、施 錠なし(キーあり)の件数及び率の状況を表示したもの(平成19年3月及び平成 18年3月)
- ⑥ 刑法犯 警察署別 身柄措置別 検挙人員 対前年比較(A4判横1枚) 各警察署ごとに、刑法犯の総数、現行犯逮捕、緊急逮捕及び身柄不拘束の人員について、平成19年1~3月、平成18年1~3月及び増減の状況を表示したもの

(2)情報提供(提示)された本件資料

刑法犯 認知·検挙状況(A4判縦15枚)

(1)の②のうち、認知件数、検挙件数及び検挙率について、各警察署ごとに 表示したもの

2 本件処分について

1の(1)の「平成19年3月犯罪統計」の内容は、①~③の文書には県全体の罪種別の認知件数等が記載されており、④~⑥の文書には①~③の文書ほど罪種別の区分は細かくないものの、各警察署別で認知件数等が記載されている。

審査請求人は、「開示された『平成 19 年 3 月犯罪統計』では各警察署ごとに認知した件数(被害届件数)は表示されていたが、件数に対する各々の被害届の内容(類別内容でも可)が全件数表示されていなかった」と述べている。

しかしながら、審査請求人と実施機関との間でどのようなやりとりがあったかについては、実施機関及び審査請求人からの意見陳述でも必ずしも明らかではなかったが、少なくとも、公文書開示請求書に記載された「①富山県警本部及び各警察署が被害届を受理した件数と被害届内容が分かる資料」という文言では、犯罪の罪種別区分には様々な括りがあることから、その「被害届内容」が、どの程度の括りの内容なのか判断がつかないと考えられる。

本件においては、審査会としても、その「被害届内容」という文言で常識的に把握されるべき内容は、概ね「平成 19 年 3 月犯罪統計」で表記されていると考える。したがって、本件対象公文書として「平成 19 年 3 月犯罪統計」を特定した実施機関の対応に不当な判断はなかったものと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書において、請求する公文書の内容について、「被害届の内容(種類別内容でも可)」として()内の表記を自ら付加して説明している。審査会としては、開示等の実施の状況を考慮すると、本件資料の情報提供を受けている状況下においては、審査請求ではなく、本件資料についての新たな開示請求をすればそれで足りることでなかったかと考える。